

入間市職員定数条例の一部を改正する条例 改正要旨

1 改正の理由

令和5年4月からの組織機構見直しに合わせ、各事務部局の職員の定数の内訳を変更する必要が生じたため、改正するものです。

2 改正の内容

(1) 市長の事務部局の職員

700人 → 730人

(2) 教育委員会の事務部局の職員並びに教育委員会の所管に属する学校の職員及び学校以外の教育機関の職員

153人 → 123人

3 参考

○上記以外の事務部局の職員 変更なし

(1) 議会の事務部局の職員 8人

(2) 選挙管理委員会の事務部局の職員 3人

(3) 監査委員の事務部局の職員（公平委員会の事務部局の職員を併任する） 3人

(4) 農業委員会の事務部局の職員 3人

(5) 企業職員 46人

○総数は916人から変更なし

4 施行日

令和5年4月1日